

議案第26号

葛飾区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年 2月19日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

区営住宅の駐車場の使用者に係る資格要件を拡大するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区営住宅条例の一部を改正する条例

葛飾区営住宅条例（平成9年葛飾区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第52条の次に次の1条を加える。

(駐車場の使用者の資格の特例)

第52条の2 区長は、駐車場の使用状況等を勘案して特に必要があると認める場合は、前条（同条第3号又は第5号に掲げる場合を除く。）の規定にかかわらず、区営住宅の使用者及び同居者以外の者で規則で定めるものに対して、駐車場の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、駐車場の使用を許可することができる。

第55条第2項中「第52条」の次に「又は第52条の2」を加える。

第59条第1項第4号中「き損した」を「毀損した」に改め、同項第5号中「第52条」の次に「又は第52条の2」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(葛飾区コミュニティ住宅条例の一部改正)

2 葛飾区コミュニティ住宅条例（平成12年葛飾区条例第81号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第53条まで」を「第52条まで、第53条」に、「読み替える」を「、区営住宅条例第55条第2項中「第52条又は第52条の2」とあるのは「第52条」と、区営住宅条

例第59条第1項第5号中「第52条又は第52条の2」とあるのは「第52条」と読み替える」に改める。